

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

< 2026年1月1日 >

当事業所は介護保険の指定を受けています
(滋賀県指定第2571300033号)

当事業所は、ご利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容について、次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 野洲慈恵会
法人所在地	〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲1340番地1
電話番号	077-586-5444
代表者氏名	理事長 奥村 義一
設立年月日	平成2年11月29日

2. 短期入所生活介護事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防短期入所生活介護
指定番号	滋賀県 第2571300033号

(1) 事業所の目的

介護予防短期入所生活介護は、介護保険法の規定にもとづき、要支援状態にある高齢者に対し、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 事業所の名称 悠紀の里ショートステイサービス

(3) 事業所の所在地 滋賀県野洲市南桜2131番地1

(4) 電話番号 077-587-4111

(5) ファックス 077-587-4820

(6) 管理者 河本 吉子

(7) 運営方針

本事業の運営に当たっては、日本国憲法第25条、老人福祉法および介護保険法の基本理念にもとづき利用者の人権を尊重し、関係市町、地域の保健、福祉、医療サービス提供者と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供を行う。

(8) 開設年月日 平成12年4月1日

(9) 利用定員 20人(指定短期入所生活介護含む)

(10) 開設日 年中無休

(11) サービス提供時間 24時間

入退所は原則として午前9時00分から午後4時までとします。但し、家族送迎の場合は午後7時までとします。

(12) 設備の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、次のとおりです。

居室の変更：ご利用者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	2	多床室
2人部屋	1	多床室
1人部屋	10	従来型個室
食堂	1	
機能回復訓練室	1	
浴室	2	一般浴槽・特殊浴槽（特養併用）
脱衣室	2	特養併用
医務室	1	特養併用

※上記は、厚生労働省が定める基準により必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たっては、介護保険法で定められた利用料の他に滞在費のご負担が必要です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対し、介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(令和8年1月1日現在)

職種	員数	常勤		非常勤		指定基準
		専	兼	専	兼	
施設長（管理者）	1	1				1
生活相談員	1	1				1
介護職員	8	7		1		看護職員と合わせ入所者3ごとに1以上
看護職員	3			1	2	

機能訓練指導員	2				2	看護職員と兼務
管理栄養士	1	1				

主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長（管理者）	勤務時間 8：30～17：30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 中 4人 夜 間 1人
看護職員	標準勤務時間 8：30～17：30

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

送 迎	施設入退所時に、希望があれば自宅から当施設まで送迎いたします。 ご自宅以外への送迎を行うことはできません。原則として、迎え時間は9：00頃～10：00頃、送り時間は16：00～17：00頃になります。ご希望時間の送迎には対応しかねる場合があります。ただし、台風等により警報が発令された場合は、上記以外の時間になることもあります。その際には事前にご相談の上、送迎を実施します。 通常の実施地域は、野洲市、湖南市菩提寺小学校区・菩提寺北小学校区です。
入 浴	入浴または清拭を週2回行います。 入浴は、一般浴・特殊浴があります。
食 事	管理栄養士または栄養士が栄養管理を行い、ご利用者の身体の状況に配慮した食事を提供します。 原則として利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をしていただきます。 食事時間 朝食8：00より 昼食12：00より 夕食18：00より 原則上記通りとしますが、利用者の希望や心身の状況等を踏まえ場所と時間について相談に応じます。

排 泄	介護予防サービス計画に基づいて利用者の身体能力を配慮した援助を行います。
健康管理	看護職員が健康管理を援助します。
生活相談	ご利用者の生活上の相談に応じます。
レクリエーション	レクリエーションプログラムに従って実施します。
その他の自立への支援	利用者の自立に向けて、介護予防短期入所生活介護計画を立案し計画に基づいて可能な限り適切な介護を行います。 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容ができるよう援助します。
理容・美容	移動散髪をご利用頂いております。（要費用）
複写物の交付	サービス提供についての記録を所定の手続きの上、交付させていただきます。
日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担頂くことが適当であるものの費用。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(2) サービス利用料金
別紙1の通りとなります。

(3) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、利用料金は退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者及び家族の都合により中途退所を希望した場合
- ・健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・インフルエンザやノロウイルス等の感染症と診断された場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(4) 支払方法

利用料のお支払いは、月毎に締めた請求額を翌月に原則、金融機関による振込み、口座引き落とし、または事務所窓口支払いとします。お支払いいただきましたら、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

サービスの利用開始

介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターまたは介護支援専門員とご相談下さい。

6. 契約の終了について

(1) 利用者からの申し出により契約を終了する場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から契約の終了を申し出ることができます。その場合には、契約終了日を事前に文書でお申し出ください。ただし、以下の場合には、文書でお申し出いただくことにより、直ちに契約を解除することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(2) 事業者からの申し出により契約を終了する場合（中途解約）

以下の事項に該当する場合は、事業者は契約終了日の1ヶ月前までに利用者に文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ①事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ②事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ③事業所が介護保険法に基づく指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(3) 事業者からの申し出により契約を終了する場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし利用者が現にサービスを利用している期間中は、10日間の予告期間をおきます。

- ①利用者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合や、利用者の病気、入院、または介護予防特定施設への入所等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 以下の事項に該当した場合は、契約は自動的に終了となります。

- ①利用者が介護予防特定施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要介護と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

7. サービス利用に当たっての禁止行為

利用者や職員に対する以下の（著しい迷惑な）行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為 例：物を投げつける、叩く、蹴る、唾を吐く、服を引きちぎる、など
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する、差別（的な言動）をする、嫌がらせをする、など
セクシュアル ハラスメント	意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為 例：必要もなく手や胸をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す、など

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ・面会 - 8：00～21：00まで自由です。
- ・外出、外泊 - 自由に行っていただけますが、前日17：30までにご連絡ください。
- ・飲酒 - お酒類はお預かりして提供しますが、ご本人の体調や周囲の方への影響等が懸念される場合には制限させていただくことがあります。
- ・たばこ - 当事業所の敷地内は全面禁煙です。
- ・設備、器具の利用 - 必要に応じて利用してください。
- ・金銭、貴重品 - 滞在中に必要なもののみご持参ください。事務所にてお預かりします。
- ・所持品の持ち込み - 滞在中必要なものの他、趣味等に必要なもの。
- ・施設外での受診 - 自由。但し、送迎は家族でお願いします。
- ・宗教活動 - 他人に迷惑を及ぼさなければ自由です。布教行為は固く禁止します。
- ・ペット - 原則として禁止。但しご相談に応じます。
- ・かかりつけ医への受診 - 救急以外の定期受診等は家族でしてください。
当施設への往診は自由に出来ます。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に健康状態が急変した場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡すると共に主治医に連絡するなど必要な処置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村および関係各機関並びに家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

担 当 苦情解決責任者 管理者 河本吉子
苦情受付担当者 相談員 水田知宏
電 話 077-587-4111
FAX 077-587-4820

※また、意見箱を設置していますのでご利用下さい。

○第三者委員

当施設では苦情等の解決にあたり、中立的な立場で解決の支援を行う第三者委員を設置しております。第三者委員は定期的に施設を訪問しており、訪問時に苦情や要望などの相談をすることができます。また、直接電話にて相談をすることもできます。

(第三者委員の氏名、電話番号等は施設内に掲示しております。)

○受付時間 毎日 8時30分 ～ 17時30分

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

野洲市介護保険課 (野洲市小篠原2100-1)

電話 077-587-6074

湖南市高齢福祉課 高齢介護係 (湖南市中央一丁目1番地)

電話 0748-71-2356

滋賀県国民健康保険団体連合会 (大津市中央4丁目5-9)

電話 077-510-6605 (苦情専用)

滋賀県運営適正化委員会 (草津市笠山7丁目8-138)

電話 077-567-4107

その他、他市町にも苦情受付機関があります。

12. 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業は実施していません。

13. その他

この重要事項説明書は大切に保管して下さい。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日
事業者 滋賀県野洲市南桜2131番地1
悠紀の里ショートステイサービス
管理者 河本 吉子

説明者 所 属 悠紀の里ショートステイサービス
氏 名

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日
本人 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名
本人との続柄等 ()